

平和と人権、国際理解、協力、
基本的自由、グローバル・シティズンシップ
および持続可能な開発のための教育に関する勧告
【暫定訳(第3版)】

*Recommendation on Education for Peace and Human Rights, International Understanding, Cooperation,
Fundamental Freedoms, Global Citizenship and Sustainable Development*

本勧告は、第42回ユネスコ総会(2023年11月7日-11月22日)の会期中、11月20日に採択されたものである。

出典：UNESCO 2024, Recommendation on education for peace and human rights, international understanding, cooperation, fundamental freedoms, global citizenship and sustainable development.
https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000391686_eng.locale=en (CL/4487)

この勧告は、1974年ユネスコ国際教育勧告(「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」*Recommendation concerning Education for International Understanding, Co-operation and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms*)の改定版である。

<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387221.htm>

本勧告は、6つの言語(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・アラビア語・中国語)による勧告が「正本」であるが、本訳は英語版からの日本語訳である。

これは日本国際理解教育学会のHPに掲載されている『1974年ユネスコ教育勧告改定記念イベント報告書』(2024年6月)に資料として添付されている「暫定訳」を修正したものである。

上記出典文書(CL/4487)には、ユネスコ事務総長オドレー・アズレーが加盟国担当大臣に宛てた連絡文書が冒頭に置かれている。その内容は下記の通りである(抜粋)。

2023年11月に開催された第42回ユネスコ総会において加盟国は、平和と人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発のための教育に関する勧告を採択した。

この勧告は、130を超える国々から3000名以上の個人が参加して行われた2年間の討議の集大成である。テクニカルおよび法の専門家を派遣してくれたすべての加盟国に対し、私は感謝の意を表したい。

ユネスコ総会の6つの作業原語(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・アラビア語・中国語)で作成された勧告が、正本として添付されている。

各加盟国は、ユネスコの会期終了後1年以内、つまり2024年11月20日までに、勧告を担当部に配布することが求められている。

ユネスコレポートは、各国から提出された実施状況報告を基に作成され、2027年11月に開催される第44回総会に提出されることになる。

ちなみに、上記出典文書(CL/4487)には、6つの言語(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・アラビア語・中国語)による勧告が「正本」として掲載されている。

平和と人権、国際理解、協力、
基本的自由、グローバル・シティズンシップ
および持続可能な開発のための教育に関する勧告
【暫定訳(第3版)】

前文

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の総会は、2023年11月7日から22日までパリにおいてその第42回総会として会合し、

教育が他のすべての権利の実現に寄与することを考慮すると、すべての人が持つ教育への権利^{注1}を尊重し、擁護し、促進すること、およびそれが質が高くインクルーシブ^{注2}であること、誰にとってもアクセス可能かつ公正^{注3}であることを保障するのは諸国家の責務であることを認め、

「国際連合憲章」、「ユネスコ憲章」、「世界人権宣言」、その他すべての関連国際人権文書^{注4}(「難民の地位に関する条約」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的・社会的および文化的権利に関する国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約」、「子どもの権利に関する条約」、「教育における差別を禁止する条約」、「1949年のジュネーブ諸条約および1977年の追加議定書」^{注5}、「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利に関する条約への選択議定書」、「障害者の権利に関する条約」^{注6}、「人権教育および研修に関する国際連合宣言」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、「普遍的に承認された人権および基本的自由を促進し保護する個人、集団および社会組織の権利と責任に関する宣言」など)に定められた目的を教育を通じて達成することが国々に課せられた責務であることに留意し、

平和には、戦争や武力紛争の不在が必要とされるだけでなく、人間の安全保障、国家主権と領土保全の尊重、対話と連帯が奨励され、相互理解と協力を通じて内外の紛争が解決され、あらゆる次元で持続可能な開発が達成され、緊急事態や紛争状況であっても生涯にわたる生活のあらゆる場面における教育への普遍的なアクセスが提供され、極度の貧困のみならずあらゆる形態と次元の貧困が根絶され、例外なくすべての人のあらゆる人権と基本的自由が擁護され、アクティブ・グローバル・シティズンシップが推奨されるような、インクルーシブで民主的かつ参加型のプロセスが求められることを認識し、

平和、人権、そして基本的自由、国際理解、協力、民主主義、法の支配、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発を実現させることと、教育との重要な結びつきを再確認し、

「人権教育および研修に関する国際連合宣言」、「平和への権利に関する国際連合宣言」が述べているように、人権教育を促進し確かなものとする諸国家の責務を想起し、

持続可能な開発、民主主義および平和の達成を脅かす、偽情報、誤情報、ヘイトスピーチ、オンライン・ハラスメントの世界的な増加に留意し、また、人々のメディア情報リテラシーを高める努力を世界

的規模で強化する必要があることを認識し、

さらに、グローバルな課題に取り組み、持続可能な開発を確かなものにするために、個人、コミュニティ、社会が変容的行動をとれるようエンパワーする上で、教育が重要な役割を果たすことを改めて認識し、

「平和なくして持続可能な開発はありえず、持続可能な開発なくして平和はありえない」ことを認め、諸国家が「国内および国家間の不平等と闘い、平和で正義にもとづき、かつインクルーシブな社会を構築し、人権を守り、ジェンダーの平等と(青少年およびすべての)女性と女子のエンパワメントを促進し、地球とその天然資源の永続的な保護を確保する」ことを約束する「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施において教育が重要な役割を果たすことを認識し、

同様に「教育 2030 行動枠組み—持続可能な開発目標 4 を実施するためのインチョン宣言と行動枠組み」、「国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 6 条(教育に関するもの)」、そして「気候変動教育と研修の強化」を各国に求める UNFCCC の「パリ協定」において教育が重要な役割を果たすことを認識し、

そして、「ESD は、自然の尊重とともに、人権、民主主義、法の支配、差別の撤廃、公正、ジェンダーの平等を基礎とし、それを促進するものでなければならない」と、その宣言が述べるように、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を可能にする持続可能な開発のための教育 (ESD) の役割を重視した「持続可能な開発のための教育に関するベルリン宣言」において教育が重要な役割を果たすことを認識し、

また、持続可能な開発目標 (SDG) 4.7 で述べられているように、「すべての学習者が、持続可能な開発と持続可能なライフスタイルのための教育、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化の促進、グローバル・シティズンシップ、文化の多様性と持続可能な開発への文化の貢献に対する理解などを通じて、とりわけ、持続可能な開発を促進するために必要な知識とスキル^{注7}を習得できるようにする」ことへの諸国家の責務を再確認し、

さらに、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」と関連する国際連合安全保障理事会決議の実効性を再確認し、和平プロセスへの女性と女子の参画を推進し、ジェンダーへの専門性を高め、紛争がとりわけ女性と女子教育に与える特有の影響を再確認し、

「青少年・平和・安全保障に関する行動計画」に沿って、紛争の予防と解決において、また平和維持と平和構築を、持続的かつ、すべてを包摂しつつ、実現させるために青少年が果たす重要な役割を再確認し、

「ユネスコ憲章」にある「知的・精神的連帯」の呼びかけに留意し、正義、差別禁止、社会開発、国際協力、法の支配、人権および基本的自由の普遍的な尊重を促進するため、平和の実現に向けてすべての人の教育を保障することを目的としたあらゆる活動に加盟国が取り組むように促し、支援することがユネスコに課せられた責務であることに留意し、

また、教育は人権であり、生涯にわたる過程であると再確認し、さらに「世界人権宣言」第 26 条にあるように、教育は「人格の十全な発達と人権および基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない

い。教育は、すべての国、人種的または宗教的集団の相互間の理解、寛容および友好関係を促進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない」ことを再確認し、

情報の自由な流れ、情報と知識へのアクセス、表現と意見の自由、学問と科学の自由、専門職としての責任および組織の自治は、学びと教えの中核であると同時に、国際理解、協力、平和、人権、基本的自由、民主主義、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発を達成する上で重要であることを確認し、

諸国家は、すべての子ども、青少年、大人、その家族だけでなく、地域および地域圏^{注8}の行政組織、教育機関、市民社会組織、民間部門、独立した国内人権機関、メディアを含む、社会のすべての関係者を有意義かつ効果的に教育に関与させることで、あらゆる形態の暴力の無い、すべての関係者とコミュニティに開かれた、ケアに満ちたインクルーシブな学習環境を創出すべきであることを認識し、

さらに、教育は、社会に本来備わっている文化の多様性への尊重を育むとともに、国際理解とグローバル・シティズンシップ、寛容、多元主義、人権と基本的自由の尊重、すべての国家と人々の連帯の増進を目的とし、多国間主義や「国際連合憲章」および国際法の原則と目的の実現を目指すべきであることを再確認し、

また、少なからぬ進展がなされたにもかかわらず、とりわけ教育への権利が奪われていることによって、数え切れないほどの人々が尊厳のある生活と機会が否定されていることを指摘し、

さらに、環境悪化や気候変動、生物多様性の消失、砂漠化によって、衛生的で健康的かつ持続可能な環境の享受を妨げられること、現在および将来の世代が、すべての人権と基本的自由を実質的に享受し、平和と尊厳のうちに生活を営み、学習の機会やウェルビーイングが保障される環境が脅かされることに留意し、

宣言された理想と、法的・政治的公約が実施され望ましい具体的な変容が実現されることとの間にあるギャップを埋めるための行動を起こす緊急性を意識し、

平和で、正義にもとづき、平等で、公正で、支援的で、インクルーシブで、民主的で、健全で持続可能な社会を形成するためには、教育の場はインクルージョン、正義、ケアリング^{注9}のモデルとなり、また状況に見合った、適応性のあるものとして、すべての人のためになるような開かれた場であるべきだと確信し、

また、難民、国内避難民その他の脆弱な状況にある集団、住民を含め、すべての者、特に武力紛争、占領、災害その他の危機の影響を受ける子どもや学習者の教育への権利を保護することの重要性を認識し、この点に関し、質の高い教育の継続を確保し、教育機関やこれに関係する文官を攻撃や攻撃の脅威から保護する必要性を認識して、決議 2601(2021年)を含む関連する国際連合安全保障理事会決議に沿った措置の実施を確保する必要性を確認し、「安全な学校宣言」を承認した加盟国の取り組みをはじめ

とする、武力紛争下での教育の継続を促進することを目的とした努力に留意し、

ユネスコやその他の国際連合機関が採択した国際文書や、附属文書に記載された関連する政府間での取り組みに留意し、

第41回総会の決議17において、拡大する規範の状況を念頭に置き、「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」(1974)を、平和、国際理解、協力、人権と基本的自由、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発を推し進めるという教育の役割をしっかりと根付かせる観点から、グローバル社会と教育の全体像における新たな進展と課題を考慮に入れて改定する必要があると決定し、

1. 「平和と人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発のための教育に関する勧告」を2023年11月20日に採択する。本勧告は、「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育に関する勧告」(1974)に代わるものである。
2. 本勧告を一般に「平和、人権および持続可能な開発のための教育勧告」と称することを提案する。
3. 加盟国に対し、本勧告の諸原則を自国の管轄内で実効あるものとするため、各国の憲法上の慣行および統治体制に適合した、必要とされるあらゆる立法措置またはその他の適切な措置をとることにより、本勧告の条項を適用するよう勧告する。
4. また、加盟国に対し、本勧告を、フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルを問わず、乳幼児のケアと教育から、初等・中等教育、高等教育、技術教育および研修ならび職業教育および研修(TVET)、教員研修、成人教育、生涯にわたる学習に至るまでの教育の責任者、ならびに、子ども、若者、成人の間で教育活動を行うすべての主要な関係者、その他関係する諸団体に周知させるよう勧告する。
5. さらに、加盟国が本勧告に沿って遂行した行動について、総会が決定する期日と方法で、総会に報告することを勧告する。

1. 定義

1. 本勧告の目的のために

(a) 「教育」は不可侵の人権である。教育とは、生涯にわたる社会全体のなかでのいとなみであり、誰もがそのいとなみを通じて学んでいく。地域、国家、地域圏、そしてグローバルなコミュニティと生態系のなかで、またそれらの利益のために、人格の全体性、尊厳への感性、才能、精神的・身体的能力の可能性を最大に伸ばすことである。

(b) 「平和」「国際理解」「協力」は不可分の一体とみなされるべきである。人権と基本的自由を尊

重したうえで、諸国民の友好関係の原則、広範な関係者との協力、諸国家が異なる社会的・政治的
制度を有することの理解にもとづくものである。

(c)「平和の文化」とは、「平和の文化に関する宣言と行動計画」(第 53 回国際連合総会決議 243)で
定義されたものと理解される。

(d)「人権」と「基本的自由」は、主に「国際連合憲章」、「世界人権宣言」、「経済的・社会的お
よび文化的権利に関する国際規約」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、その他の人
権に関する規約や条約などの国際人権文書によって認められ、定義されており、人権は人間固有の
尊厳に由来し、普遍的、不可分、不可侵であり、相互に関連するものである。

(e)「人権教育」は、「人権教育および研修に関する国際連合宣言」(第 66 回国際連合総会決議 137)
に定義されるように理解される。

(f)「持続可能な開発のための教育」は、「教育 2030 行動枠組み」において定義されているように、
「文化の多様性を尊重しつつ、現在と将来の世代のために、環境の十全性^{注 10}、経済の存続可能性、
正義ある社会のために、学習者が十分な情報を得た上で意思決定し、責任ある行動をとれるようエ
ンパワーする」。

(g)「グローバル・シティズンシップ教育」は、「教育 2030 行動枠組み」で言及されているように理
解される。

(*教育 2030 行動枠組み:「持続可能な開発目標 4 を実施するためのインチョン宣言と行動枠
組み」の脚注 13 に定義されている。)

(h)「インクルージョン」は、ユネスコのインクルージョンのためのガイドラインに記載の通り定義
される。

(i)「変容的教育^{注 11}」では、教え学ぶことがともに創られる。変容的教育は教育の場における学習者
の尊厳と多様性を認め、尊重する。学習に対するあらゆる障壁を取り除き、学習者がクリティカル
に省察し、変化をもたらす主体となる。自らの未来の主人公となるように動機づけ、エンパワーし、
個人、コミュニティ、地域、国家、地域圏、グローバル、それぞれのレベルで十分な情報にもとづ
いた意思決定と行動を可能にさせる。

これには、グローバル・シティズンシップ教育や持続可能な開発のための教育、人権教育、とりわ
け平和的で、正義にもとづき、インクルーシブで、平等で、公正で、健全で、持続可能な社会を創
り上げることを推進するアプローチによるものが含まれる。

II. 目的

2.本勧告の包括的な目的は、「国際連合憲章」、「ユネスコ憲章」、「国際人権章典」^{注 12}およびその他

関連する国際人権文書に規定された目的と趣旨を、マルチステークホルダー^{注13}が参画する取り組みによって、加盟国が教育に浸透させるための努力に指針を提供することである。

3.本勧告の目的には、教育を通じて人権、基本的自由、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発の十全な享受を確実なものとするために、すべての人々が生涯を通じて、必要な知識、社会情動的スキルを含むスキル、価値観、態度、行動を身につけ、エンパワーされることを確保することが含まれている。

それらは、平和を促進し、国際理解、協力、貧困撲滅および寛容を推進するような、コミュニティ、地域、国家、地域圏およびグローバルレベルにおける、民主的な意思決定過程への効果的参画や経済的エンパワメント、意識啓発、個人的・集团的行動への効果的参画に必要である。

4.本勧告はまた、同じ目的のために教育活動に携わる非国家主体が主導する計画や事業や活動を社会全般にわたり促し、導き、支援することも目標としている。

5.教育では、戦争、侵略、あらゆる形態の暴力、人権侵害を防止し、それに対処することの重要性が強調されなくてはならない。

教育により、すべての人とコミュニティが、平和を維持し、育み、求められる責任を理解し、引き受けるようにしむけるべきである。教育はまた、人種差別主義、外国人嫌悪、あらゆる不寛容、ならびに差別、暴力を扇動するあらゆる行為やイデオロギーと闘う活動を推進すべきである。

6.とりわけ、教育は変容的であるべきであり、読み書きと計算能力の確かな基礎を築いた上で、特に以下のような知識、スキル、価値観、態度、行動の変容発達を可能にすべきである。

(a)分析的でクリティカルな思考

規範、慣行および人々の意見を問い直し、複雑なシステムや多文化環境をクリティカルに分析し理解する能力。また、国々や住民、自然環境の間の、また、地域、国家、地域圏およびグローバルなレベルにおける力学および相互関連性を理解する能力。

(b)未来を見通すスキル

すべての人にとっての、平和的で正義にもとづき、平等で、公正で、インクルーシブで、健全で、持続可能な未来をつくりあげるという視点で、変化をもたらす主体として行動し、起こりつつある未来の機会や脅威を見極め、理解し、新たな可能性に適應する能力。

(c)多様性の尊重

人種^{注14}、肌の色、世系、ジェンダー、年齢、言語、宗教、政治的意見、国民的・民族的出身または社会的出自、出生時の経済的または社会的条件、障害、その他いかなる理由にもかかわらず、一人ひとりの平等な尊厳と権利、ならびに人々のニーズやものの見方、平和的な行動を理解し、価値づけ、尊重し、さらに、多様な知識体系や学習活動を価値あるものとして認める能力。

(d) 自己への気づき

自分の価値観やものの見方、行動を自覚するとともにクリティカルに問い直し、自分自身を大切にし、安らいでいられ、自らの感情を把握しコントロールでき、共感的理解^{注15}をしてそれを表現でき、他者を尊重し、また、地域、国家、地域圏およびグローバルでのそれぞれのコミュニティにおける自己の役割を自覚する能力。

(e) 共通性と多様性を備えた人類社会そして惑星地球へのつながりと帰属の意識

惑星地球を健全にする責任、そして人間相互、他の生命、および自然そのもののニーズや権利を尊重する責任を分かち合うグローバルなコミュニティとしての人類の理解。

(f) エンパワメント、エージェンシー(主体性)、レジリエンス(しなやかな強さ)

地域、国家、地域圏およびグローバル、各レベルでの課題に関わってさまざまにもたらされるリスクや、目標の相反、不確実性に向き合い対処しつつ、効果的に、積極的かつ意識的に、責任のある対応をする意欲と自信、能力。

(g) 意思決定スキル

多様で信頼できる情報源から入手可能な情報を用いて、自らの行動がもたらす影響を評価し、意思決定を行う能力。

(h) 協働するスキル

建設的な方法で感情や意見を効果的に伝えあい、責任感と敬意をもった行動により協働的な交流をすすめる、参加型によって計画し、課題解決に共に取り組む能力。

(i) 適応^{注16}し創造するスキル

急速に変化する環境や多様で移り変わりの激しい状況において、変化に適応し、関与し、創造し、革新し、成長し、それにより新しいアイデアを行動へ変容させていける能力。

(j) シティズンシップ・スキル

デジタル時代において、地域、国家およびグローバルな文脈の中で、倫理的かつ責任のある行動ができ、市民生活や社会生活に十全に参画する能力。

(k) 平和的紛争解決と変容へのスキル

平和的かつ建設的な交渉による方法で、紛争の予防、調停、解決をはかり、暴力と敵意の連鎖を断ち切る能力。

(l) メディア情報リテラシー、コミュニケーション、デジタル・スキル

さまざまな手段やテクノロジーを通じて、情報や知識を効果的に検索し、アクセスし、クリティカルに評価し、倫理的に制作し、利用し、広める能力。

また、それはしなやかな強さをもつことであり、偽情報や誤った情報、ヘイトスピーチ、ジェン

ダーにもとづく暴力を含むあらゆる形態の暴力、有害なコンテンツ、オンラインでの虐待や搾取を察知し、それに対抗することができ、オンラインでもオフラインでも自分の権利と責任を理解していることを意味する。さらに、デジタルの安全性を高め、プライバシーを保護するような、安全で、効果的で、見識があり、配慮をもったやり方でデジタル環境に関わることができる能力を指す。

III. 適用範囲

7.本勧告は生涯にわたる、公正かつインクルーシブな視点をもつ。従って以下のような教育活動が本勧告の対象となる。

- (a)すべての人々が対象。
- (b)あらゆる文脈で、フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルな場。
- (c)さまざまな教育様式や教育方法。
- (d)マルチステークホルダーやその他のパートナーシップを含め、あらゆる教育段階、あらゆる種類や施設。

IV. 主導原則

8.本勧告の目的を達成するために、教育は、変容的で質の高いものでなければならず、そのために以下の原則に導かれるべきである。

- (a)質の高い教育は公共かつ共通の善^{注17}であり、すべての人が享受できるようにすべきであることを認識する。
- (b)すべての市民的、文化的、経済的、政治的・社会的権利、および発展の権利^{注18}を含む国際法および国際人権法に明記された権利およびそれに対応する義務にもとづいて、人権の推進と擁護を目的とする。
- (c)人種、肌の色、世系、ジェンダー、年齢、言語、宗教、政治的意見、民族的、および社会的出身、出生に関わる経済的・社会的条件、障害、その他いかなる背景にかかわらず、国際人権法で規定されているように、教育において、また教育を通じて、差別せず差別されないこと、インクルーシブであること、公正であることを確保し、同時に、権利を持つ者（ライツホルダー）として学習者をエンパワーする。
- (d)コンヴィヴィアル^{注19}な関係性や隣人意識、帰属感を育むという視点から、互惠性とコンパッション^{注20}の心を培い、それによりケアと連帯の倫理を促進する。

(e)ジェンダー平等を、教育において、教育を通じて推進する。それは、すべての人の教育への権利を実現し、女性と女子をエンパワーする鍵である。

(f)誰もが教育への権利を有し、インクルーシブで質の高い教育への公正な機会が保障されるべきであることを認識する。その教育は、いかなる差別もなく、自らのアイデンティティを尊重し、自らと他者の歴史、伝統、言語および文化についての知識を得ることを奨励する。

ユネスコの「文化的多様性に関する世界宣言」にあるように、文化の多様性を守ることは、「人権と基本的自由の擁護を意味する。(…)何人も文化の多様性を口実として、国際法によって保障された人権を侵したり人権を制限したりすることがあってはならない」。

(g)すべての学習者、教員および教育関係者の安全、健康とウェルビーイングが保障され、向上がはかれることを確保する。

(h)教えることと学ぶことを、切れ目なく、生涯にわたる、生活の全てを包み込んだ、ホリスティックかつヒューマニスティックで、変容的な過程として認識する。

(i)すべての学習者が、差別されることなく、積極的に知識を創造し、かつ共に創造することを、すべての教育の政策立案者や指導的立場にある者、教員および教育関係者が認め、評価し、認識を促進する。

(j)思想、良心、信条および宗教の自由を保障するとともに、表現と意見の自由を保障する。あらゆる形態、あらゆるメディアにおいて、情報や知識を求め、受け取り、伝える権利は保障される。

ただし、関連する国際人権法で定められているように、いかなる理由があつたとしても、差別や暴力を扇動し憎悪をかきたてることは禁止する。

(k)とりわけ、既存の、また将来のテクノロジーを倫理的に、かつ責任を持って利用することを通じて、コミュニティ、地域、国家、地域圏、そしてグローバルレベルでの問題解決に積極的に関われるよう個々人が力量をつけるとともに、意欲を高め、エンパワーし、支援する。

(l)地域とグローバルの相互関係を強調した上で、教育に国際的かつグローバルな視点を持たせるようにする。

(m)協力と連帯のための文化間・世代間対話を促進し、効果的なコミュニケーションを増進する。それにより人々、社会、国々、相互の友好関係の発展を支援する。

(n)個人、コミュニティ、社会、国々、天然資源および生態系の相互依存の高まりを認識するとともに、プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)におけるあらゆる存在の利益のために、グローバル・シティズンシップ、平和、人権、持続可能な開発に対する共同責任への倫理を培う。

V. 行動分野

9.以下の行動分野は、先に述べた主導原則に従って、本勧告の目的を実現するために何をなすべきかを述べるものである。

V.1. システム全体の要件

法令、政策、方略

10.加盟国およびすべての関係者は、教育を主導する立場にある者、教育機関、教員、教育に関わる者を積極的に支援し、組織全体および社会全体^{注 21}の取り組みによって、上記の主導原則が教育において主流となるようにすべきである。そのために、加盟国は、すべての関係者との協力のもと、以下のことを行うべきである。

(a)特に、すべての段階における質の高い教育へのアクセスとその享受に明らかな不平等が存在する緊急事態や危機的状況に限らず、本勧告の目的と主導原則を支持する教育活動に十分な配慮と資源が与えられるよう、必要なあらゆる措置を講じ、確保すること。

(b)グローバルな課題の複雑さを熟慮したうえで、それぞれの状況に応じた科学や研究、根拠にもとづき、法令、政策、方略を創出すること。法令、政策、方略は、教育の進展によって必要とされることや、科学の進歩と根拠によって、定期的に更新され、学際的、複合的、融合的、分野横断的取組方法の可能性を最大限に活用しつつ、十分な情報に基づいた参画型の意思決定過程を通じて策定されるものである。

(c)学習者が責任ある地域および地球に生きる市民^{注 22}として、生涯を通じて世界と関わるができるような、柔軟で状況に即した学びへの道(フォーマルやノンフォーマル)を保障する政策を決定する仕組みを構築すること。

このような仕組みは、国境を越えた資格付与制度や従前の学習(フォーマルまたはノンフォーマル)の採用、承認、認証、認定を通じて促進される。

(d)特に占領や武力紛争に苦しむ社会では、法令や政策、方略が、あらゆる偏見や不平等に対処することを目的とし、教育制度において、また教育制度を通じて、あらゆる形態の差別防止に貢献することを確実にすること。

(e)差別のない非暴力と平和への主体的関与を育成するために、心身の健康とウェルビーイングを促進する学校制度の機能を強化すること。

これは、質の良い学校保健サービス、学校給食、健康とウェルビーイングのための教育の提供を通じて達成することができる。

(f)教員の専門的、教育学的、教授法の開発を改善するとともに、教育分野の研究をリードし参画する

能力を向上させるために、教員の力量形成と熟達を促進する手段を支援する仕組みと方略を構築すること。

ガバナンス、説明責任、パートナーシップ

11.加盟国は、定期的なモニタリング、フォローアップ、省察的なレビューを含め、教育における良いガバナンスやその他の社会的説明責任を実現するべきである。また、説明責任と透明性を高める施策を導入するべきである。

12.加盟国は、本勧告を国際的な責務と誓約のもと実施するために、財政的・行政的・技術的・人的・物的資源を含むあらゆる必要な支援を提供すべきである。

13.加盟国は、教育当局や教育機関、教員、教育関係者が、本勧告に沿った教育プログラムを提供できるようにすべきである。それは、すべての関係者との世代を超えた交流など開かれた対話を通じて開発される。

14.加盟国は、変容的教育および平和の文化の推進の重要な側面として、地域、地域圏、国際間および文化間における協力、対話、交流に関与し、奨励すべきである。

15.加盟国は、力量形成の取り組みをすすめ、他の加盟国や非政府組織を含むすべての関係者と教育における持続可能なパートナーシップを確立し、制度間の違いを考慮しつつ、優れた実践を共有すべきである。

16.個人や団体が教育機関を設立し、運営することは自由であるが、加盟国は、これらの教育機関が、国際的な誓約や教育に対する公共的責任を遵守し、国が定めた、あるいは承認する最低基準への適合を保障すべきである。

17.加盟国およびその他の関係者は、互いの責務、役割、相互説明責任を重視し、ガバナンスおよび政策立案、モニタリング、評価、報告に協力して取り組むべきである。

18.加盟国は、個々の学習者ならびにコミュニティ、親、ケアを行う者、家族に対し、子ども、若者、家族の健康とウェルビーイング、心身の望ましい発達を保障するための情報や教育を提供し、それにアクセスすることを支援すべきである。

カリキュラムと教育方法

19.加盟国は、「平和と人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発のための教育に関する勧告」の目的にかなう教育活動が、さまざまな段階や種類の教育や知識、修養、学習、研修といったカリキュラムにおいて配置され、首尾一貫して統合的になされるように取り組むべきである。

20.加盟国は、すべての科目や題材について、学習者が日常生活で直面する不安や問題、また多様な知識体系につながるような、インクルーシブな方法で作成された、文脈に即したカリキュラムの開発を支援すべきである。その目的は、学習者が本勧告の目的と主導原則を積極的に支持し前進させるような方法でこれらの問題に対応する際に、学習者をその知識とスキルを応用できるようにエンパワーすることである。

21.平和と人権、国際理解、協力、基本的自由、グローバル・シティズンシップおよび持続可能な開発のための教育は、すべての学習者、教員、教育関係者、教育コミュニティに提供されるべきであり、普遍的価値、人権と基本的自由の侵害と濫用の防止、普遍的な平和の文化の促進に貢献するとともに、一人ひとりが自らの権利を行使し、他者の権利を尊重し、教育機関、コミュニティ、公共の場の文化的・社会的生活に民主的に参画することを可能にすべきである。

22.教育への変容的アプローチは、すべての学習領域、すべての教育レベルにわたって、カリキュラムに組み込まれて行われるべきである。

これには、教科や学習領域の関係および、多様な学習の文脈との関連性を探求するために、ホリスティックで、多学問にわたる、学際的で、学問の違いを超えたアプローチを採用することが含まれる。

23.体育とスポーツの実践とスポーツを通じた学びは、あらゆる年齢の学習者に、尊厳と公正、協力、チーム・スピリット、インクルージョン、差別をしないという価値観を浸透させ、健康的なライフスタイルを促進する。そして、協力と相互理解に資する、認知的、社会情動的、精神運動(サイコ・モーター)的、行動的スキルを育成するものでなければならない。

24.歴史、社会諸科学および関連分野の教授と学習においては、過去・現在・未来の複雑な関係、依然として引き継がれている暴力や排除、あらゆる形態の差別、影響をクリティカルに理解できる機会を学習者に提供すべきである。

そのためには、歴史の客観性を追求すること、科学、研究、証拠にもとづく多角的な見方を促すこと、あらゆる形態や表現の植民地主義および新植民地主義に対するクリティカルな見方を育み、これらとの闘いを支持すること、記憶する責務を途絶えさせないこと、立証された歴史的出来事の否定や歪曲を拒否すること、歴史や社会における女性の役割に光をあてること、そして、長い間、国家間や国家内において、暴力や緊張を助長してきた要因や、和解や平和、連帯を育んできた要因を探究することが必要である。

25.科学、技術、工学および数学 (STEM) の教育は、未知なる分野に踏み出し、コミュニティや知識体系間を架橋すべきである。すべての学習者は、本勧告の目的を推進するため、また、現代の課題に対する持続可能な解決策を模索するのを助けるため、科学と科学的方法の学習および科学的知識と技術の倫理に取り組むスキルを身につけるべきである。STEM 分野への平等なアクセスと、STEM 関連キャリアにおける女性の割合を増大させるために、女性と女子に特に配慮すべきである。

26.加盟国は、あらゆる段階や分野を通じて、異なる文化とその相互影響についての学習を含む教育を推進すべきである。このような学習には、多様な見方、生活様式、世界観、宗教、信条、人生観を理解し、尊重するよう取り組み、理解の欠如にもとづく紛争を減らす可能性がある。特に、人権と基本的自由を尊重し、見識のある地域および地球に生きる市民となるよう学習者が育まれる条件として、言語教育と文化間コンピテンシーの促進が重視されるべきである。

文化芸術教育は、創造性を高め、新たな市民的コンピテンシーの修得を促進し、文化遺産をよりよく理解し、帰属意識を高め、文化的多様性の理解を育む社会情動的学習を促進する。

27.相互理解、連帯および社会的結束を高めるため、加盟国は、言語の多様性の価値を認め、文化間の対話を促し、多言語スキルを伸長させ、とりわけ先住民族言語や母語を含むすべての言語の価値、そして多様な見解の存在を認めることをも通じて、知識体系の多様性および無形文化遺産の表現形態や継承・保護の方法の多様性に価値があることを強調し、認め奨励すべきである。

28.本勧告の目的に向けた教育の可能性を最大限に引き出すためには、誰もが手にすることができ、インクルーシブで、持続可能な、差別のない、年齢に応じた、かつ、ジェンダー平等を促進するようなそれぞれの文脈に応じたアプローチがすべての学習者にとって必要である。

持続可能な開発のための教育では、研究に基づいた学習、適切な教育方法、そして主体的で協働的な教育方法を含む革新的なアプローチが活用され、認知的かつ社会的情動的、行動的な要素が統合されるべきである。

29.デジタル・コンピテンシーは、互いにつながりあった世界における社会的、経済的、政治的参画に不可欠なものとして推進されるべきである。

デジタル技術へのアクセスは、学習成果を向上させ、学習者同士の協働と連携を促進し、よりダイナミックな学習環境をつくりだすのに役立つ。メディア情報リテラシーは、学習者のクリティカルな思考を育成し、ネットいじめやヘイトスピーチ、ハラスメント、サイバー詐欺、誤情報、偽情報などの脅威と闘うために不可欠である。

30.気候変動教育は、持続可能な開発のための教育の一環として、カリキュラムに組み込まれ、教科の枠を超えて行われるべきである。これは、学習者が気候危機の影響を理解し対処する手助けをし、気候正義を促進し、学習者が変化をもたらす主体として行動するために必要な知識、スキル、価値観、態度を身につけるためのものである。

気候変動教育は学習者中心であり、体験的であり、文脈に即してなされ、解決策を求める行動志向のものでなければならない。教育に携わる者はみずからすすんで具体的な事例の取り組みを示し、組織全体で気候変動対策に取り組むべきである。

アセスメントと評価

31.協力および協調、相互理解を促し、学習の継続的かつホリスティックな発達とウェルビーイングを支援するためには、すべての学習者とあらゆる学習を支援するアセスメント、評価および根拠にもとづく方法が優先されるべきである。

教育政策立案者および教育に関する指導的立場にある人々、教員、教育関係者は、アセスメントと評価が文化的偏見や他の偏見にとらわれることなく、もっぱら学習者とその学習プロセスのために、設計されるよう努めるべきである。また、その一環として、建設的なフィードバックがなされることで学習に寄与できるように、アセスメントのプロセスに学習者が参画できるよう取り組むものとする。

32.障害のある人をはじめマイノリティ、弱い立場にある人など、すべての学習者に適応するよう、文脈に応じて個に合わせたアセスメントと評価の方法に特別な注意を払うべきである。

33.加盟国はまた、学習者と教員の公正なアクセスと人権および基本的自由(プライバシーなど)の尊重の観点から、学習者と教員の個人情報の保護に関することを含め、ハイブリッド学習の法的・倫理的課題に関する特別な要件に注意を払うべきである。

34.あらゆる学習の場におけるパフォーマンス・アセスメントは、信頼性、確実性、透明性があり、信用できるものであり、指導のレベルに適合し、客観的で、文脈に特化し、インクルーシブであるべきである。そこには、本勧告にそった体系的かつ学際的な知識だけでなく、認知的かつ社会情動的、行動的、精神運動的なコンピテンシーが含まれるべきである。これには、本勧告の目的を促進する方法で知識を評価し、適用する能力も含まれる。

学習と教授の教材・リソース

35.加盟国は、すべての教員および学習者が、本勧告に規定された主導原則が盛り込まれた、マルチメディア・コンテンツを含む質の高い教授と学習の教材・リソースにアクセスできるよう取り組むべきである。

これらの実物およびデジタルフォーマットの教材へのアクセスは、オープンな教育リソースの共有をすすめることや実際のおよび／またはデジタルのリソース・センターを設置することによって促進される。このようなリソース・センターは、教育や生涯にわたる学習を通じた本勧告の目的を支援する人材や研修などを含む教材やガイダンスを提供するものである。

36.加盟国は、これらの教材・リソースが、先住民言語や母語を含む多言語スキルを伸長させ、適用される法律を遵守し、可能な限り、公共・共通の善のために知識の共有を促進する最高水準のプライバシーとデータ保護を適用したオープンな教育リソースとして利用できるようにするべきである。

37.加盟国は、あらゆる能力の学習者がアクセスでき、あらゆる文脈における教育へのイノベーションをもたらすアプローチを支援し、双方向的、体験的、世代間学習を促進できるようにするため、機器や接続するための社会基盤の維持・更新、最新の教材や質の高いデジタル・リソースの制作、応用、再利用、普及、共有への財政措置をし、促進すべきである。

加盟国は、新たなデジタルの機会を活用し、リスクを緩和するための研究による根拠を得るようにするべきである。デジタルによるオープンラーニング環境において、デジタル・リソースやツールを使うために必要なスキルを学習者が身につけることで、学習者は責任を持ってデジタル学習に取り組み、デジタル・デバイドを減らすことにもつながる。

38.教材・リソースは、学習者の状況や背景、教育レベル、発達や学習のニーズに適合したものにすべきである。教員および学習者は自らとの関連性を高めるために教材開発に参加すべきである。

教材・リソースはインクルーシブであるべきであり、ジェンダー平等をとりいれ、ステレオタイプをはじめとするあらゆる形態の差別や憎悪的偏見、いかなる個人・集団・人々に対する差別、人種差別、外国人憎悪、敵意、暴力を扇動する要素を排除しなければならない。また、教材・リソースは、根底にある偏見やステレオタイプに立ち向かい、それを根絶し、その影響を払拭するように徹底されるべきである。

学習環境

39.学習環境には、教室および活動の場・文化・自然空間などの実空間と、デジタル・プラットフォーム、あるいは実空間とデジタル的要素を組み合わせた複合空間などの仮想空間が含まれる。そしてこれは教育の質とアクティブ・シティズンシップに大きく関わるものであり、すべての学習者、教員、教育関係者の権利、保護、安全、ウェルビーイングを保障するために、創造、維持、更新されるべきである。

40.加盟国は、教育への機会を拡大し、その経験を豊かにして、誰一人取り残さないことを確保するために、体験学習や社会でのインターンシップほか多様な教育の場や環境において、幼少期からはじまる生活のあらゆる場面における生涯にわたる学習への機会が得られるよう取り組みをすすめるべきである。

41.加盟国には、以下を達成するための行動をとることが奨励される。

(a)学習環境とその施設が、すべての学習者にとって差別なく、インクルーシブで、利用可能で、アクセス可能で、受け入れ可能で、適応可能であるとともに、安全かつ安心で、有効であり、より広義には本勧告の主導原則にそったものであることを保障するあらゆる取り組みを支援すること。

さらに、教育環境では、あらゆる偏見に立ち向かい、反差別および反人種差別主義の実践を積極的にとりいれ、また、文化の多様性を促進し、これを重視するべきである。

(b)すべての子どもおよび青少年、成人が、教えと学びのプログラム、教育行政・政策立案、意思決定活動に、完全に、平等に、公正で、有意義な参画ができるよう支援すること。

これには、本勧告の原則を模範とする安全な空間の共同創造において、親や学習者が意見を述べ、その関与を促す民主的な学習環境を促進することが含まれる。その際に、ジェンダーによって、あるいは先住民族であること、障害、マイノリティ、難民、移民、避難民であることによって、あるいは占領や危機にあることによって傷つけられやすく、あるいは不利な立場にある集団として従来から排除されてきた人々に特に焦点をあてるものとする。

(c)社会基盤や技術的な支援をはじめ、十分な人員配置、職員研修および支援、子育て支援や青少年活動といった多様に学ぶ人々のそれぞれのニーズに応じた制度、奨学金による経済支援、学校給食、

栄養改善、メンタルヘルス、その他の学校保健サービスをいつでも可能な限り提供することを実現させること。

(d)安全でインクルーシブなデジタル学習システムと環境の開発を通じて、教育へのデジタル・アクセスを拡大し、デジタル・デバイドを防ぐことにより、インクルージョンのためテクノロジーの可能性を活用すること。

デジタル・ツールの開発には、個人情報や機微情報の保護、ネットいじめなどのオンライン暴力から子どもや若者を守るための対策が講じられるべきである。また、ジェンダーにもとづく暴力を含め、教員や親が、子どもたちがオンライン上で直面する危険を認識し、子どもたちが権利を完全に行使できるよう支援するべきである。

(e)従来型の教室を離れて学ぶことの利点を活かし、自然や文化的な場所、その他の公共空間を学習環境として利用できるように学校運営や経営を支援し奨励し、教員および教育関係者が社会や文化や環境への認識と持続可能性への課題に積極的に取り組むことを奨励すること。

教員および教育関係者の育成

42.教員および教育関係者は、フォーマルおよびノンフォーマルの学習環境において教育的責任を遂行することから、勧告の目的を推進する上で重要な役割を果たすものである。

教員の意欲が教育の質に直接影響することを認識し、加盟国は、勧告の目的を支援するために、社会における教員の役割を評価し、信頼し、選定し、支援し、準備し、認定しつつ、以下に述べるような行動によって、教える人々の意欲を外発・内発両面において高め、教員の貢献を認め、教員の声を聴き、地位と労働条件を改善するように努めるべきである。

(a)教員および教育関係者が、人権および本勧告が設定した主導原則の推進に関わり、すべての学習者が理解し実際に適用できる方法で教えることを支援するような、継続的な専門的力量形成の機会を奨励し、提供し、促進すること。

(b)表現および意見の自由、情報へのアクセスの自由を確保し、教員・研究者・教育関係者の学問の自由と知的自由を保障し、教授と研究における自律性と専門職性を尊重すること。

特に高等教育機関においてはこれらが担保されなければならない。そのためには、適切な制度、機構、ガバナンスが整備されるとともに、これらの目的に資する継続的な専門力量形成の機会がインクルーシブかつ平等に与えられるべきである。

(c)世界が直面する課題と人権に関する教員および教育関係者の学際的な知識の継続的な発展を支援することで、グローバルな意識を向上させるとともに、本勧告の目的を達成するために必要な認知的、社会情動的、行動的コンピテンシーを育成する能力を向上させること。

(d)教員養成および現職研修プログラムにおいて、専門分野での協働や相互学習、ネットワークの構築、国際交流の機会を提供すること。

(e) 教員、教育関係者、学習者、教育当局、ローカルコミュニティを含むすべての関係者同士が協働する機会を促進すること。

そこには先住民族とその継承者、芸術家、文化専門家、親、ケアを行う者も含まれ、教育プログラムや教材、リソースを共同で設計し、実施し、検証を行う。

さらに、オープンな教育リソース、すでに普及している利用可能な技術を活用し、国際フォーラムや国際交流、国際ネットワークの創設を含め、相互に学び合うことを可能にするよう取り組む。

(f) 民主主義や平和、人権、持続可能性やグローバル・シティズンシップの文化を支える原則を、教員と生徒のための教育基準やコンピテンシーの枠組みの一部として示し、これを教員の専門的力量を高める指針として、教育者を動機づけること。

(g) 国内および国際的な教員の移動、国内および地域圏における経験交流、そして多様な領域からなる科学的成果を社会化し実施するための会合、それらを奨励し促進すること。

(h) 本勧告に示されているスキルを教員が身につけるため、対面での研修やオンライン、遠隔、ハイブリッド方式を含め、継続的な専門的力量形成の機会を奨励し、促進すること。

さらにデジタル・スキルやその他の力量形成、教育専門家として継続的に学ぶことの一環として研究やプロジェクト開発の機会を促進するべきである。

(i) 本勧告の目的を達成しようとする教員や教育関係者をエンパワーできるようにするため、リーダーシップがあり、マネジメント・指導または助言にあたる責任を委ねられた者に、継続的な専門的研修、最新情報、リソース、助言を提供すること。

43. インクルーシブで、参加型で、複数の文化からなる、革新的な教育環境を促進するために、加盟国は、公的機関ほか、学術団体、教職員団体、組合、コミュニティが対話をすすめ、ベスト・プラクティスを共有し、人権と本勧告の主導原則にそって、専門職基準を協働して策定できるようにすべきである。

専門職基準は専門職集団自らが策定するものであり、すべての教育専門家が遵守し、特に緊急事態や危機にある教員、教育関係者、学習者のウェルビーイングのために安全と支援を提供するものである。

V.2. 教育の段階および類型ごとの特定の要件

44. 教育が持つ十全かつ変容的な可能性を引き出すために、本勧告の主導原則をあらゆる教育段階に組み込むべきである。

乳幼児期の保育(ケアと教育)(ECCE)^{注23}

45. 加盟国は、乳幼児期のケアと教育(ECCE)が、教育への権利と子どもの権利の構成要素であることを考慮すべきである。ECCEは、フォーマルおよびノンフォーマルにおける教育計画およびプログラムにおける重要な段階であり、乳幼児のウェルビーイング、学習、発達を高めるべきである。

ECCE は、ケアと遊びの必要性を満たし、発達と生涯にわたる学習のための、また本勧告の目的を達成するために必要な知識、スキルおよび価値観を育むための堅固な基盤とすることによって、すべての人々(特定の教育的ニーズを持つ子どもたちを含む)にとっての機会均等を促進しなければならない。

46.そのためには、とりわけ、ECCE に関わる職員の専門性を高めることに投資することが求められる。これには、キャリアに合わせた養成や現職研修プログラムを通じた継続的な支援の提供や、働きがいのある労働条件とキャリアの確保が含まれる。

47.基本的態度は、多くの場合、最初の数年間に形成されるものであり、それゆえ基礎となる学習はグローバル・シティズンシップ、平和、人権を統合すべきである。

ECCE は、独自の特徴と価値を持つ社会的環境として設計・組織されるべきであり、そこでは、遊びや語り聞かせを含むさまざまな場面を通して、子どもたちが自分の権利を自覚し、義務と責任についても学びながら自由に自己主張することができるようにし、また、直接的な体験を通して、情動的で精神的な意識や、家庭や学校からはじまって拡大するコミュニティへの帰属意識を育て、広げていくことができるようにする。

48.親および家族、ケアを行う者は、根拠にもとづいたインクルーシブな子育て支援制度や、家庭やコミュニティで環境を整えるための教育機会などを通じて、大切にされ、支援されるべきである。

初等・中等教育

49.質が高く、インクルーシブで、公正で適切な初等・中等教育は、学習者が個人として成長する際に主要な知識、スキルおよび価値観を身につけるための中核をなすものである。

教育は、子どもたちのウェルビーイング、喜び、健康を促進するものである。すべての学習者が、自律的で民主的な成人として、活動的で健康的、持続可能で生産的な生活を送るために必要なコンピテンシーを身につけて学校教育を修了するために、学習の妥当性と学習者の定着度が、教育への機会の保障と同様に重要視されなければならない。

50.すべての学習者は、差別的でなく、根拠にもとづいた、科学的に正確で、文化的背景を踏まえ、年齢に応じた包括的セクシュアリティ教育^{注24}を通じてエンパワーされるべきである。これは、生殖に関する健康と感染症予防の知識、ならびに健全で尊厳のある公正な人間関係のための認知的、社会情動的、行動的なスキルを身につけることに重点を置くものである。

51.加盟国は、以下のような社会基盤やその他の形態の専門的・技術的支援の提供を明確に約束すべきである。

例えばそれは、フォーマルおよびノンフォーマル教育の関係者の連携によって、全日にわたってスクリーニングを受けられるようにすることや、学習者が学習成果を達成するように、必要な場合には学習の継続性を確保するためにガイダンスやカウンセリングがなされるよう措置を講じること、また、学習者が教育の機会から排除されたり取り残されたりすることなく、訓練において成長し続ける機会が得られるように、逆境にある場合や別のサポートが必要な場合に、その機会を橋渡しすることもす

べきである。

高等教育・研究

52.高等教育機関(HEIs)および研究は、知識を発展させ、追究し、科学の進歩、知識の移転に寄与するものであり、本勧告の目的に資するものである。

53.加盟国の立法および政策決定において、高等教育機関および研究機関が、すべての人に生涯にわたって生活のあらゆる場面において学習する機会を提供し、社会のさまざまな部門間の対話ならびに民主的な意思決定やパートナーシップを促進し、科学技術知識およびイノベーションの倫理的で責任ある諸権利を遵守した活用を奨励できるような条件を確保すべきである。

54.高等教育機関や研究機関は、学問の自由や制度的な自治の原則を損なうことなく、また良心にしたがって学問に取り組む倫理によって、地域およびグローバルな課題に対する革新的な解決策を見出し、本勧告の目的にかなうような変化を個人やさまざまなシステムにもたらすよう尽力すべきである。

これには、高等教育機関が、インクルーシブな学習環境を確保し、教育やコミュニティにおける科学的・技術的・革新的知識の創造と普及を支援し、関係者とともに学際的かつ越境的に知識を共に創り、対話を促進することも含まれる。

55.加盟国および高等教育機関は、インクルーシブかつ公正な高等教育の設計、運営、目標設定、リソース確保を実現できるように、教育および研究における質保証をすすめるべきである。

56.加盟国および高等教育機関は、関連するユネスコ条約が示唆する外国学修歴・資格の認証手続きを実現すべきである。

高等教育機関間の多国間ネットワークをよりゆるぎないものとし、学生や研究者、教育者の実際のまたバーチャルな流動性を高め、国際協力を目的としたあらゆる形態の学生・教員の交流やプログラムを支援するとともに、難民・避難民である学生および研究教育スタッフのインクルージョンを促進するべきである。

57.研究は、官民のパートナーシップによるイノベーションに関する研究を含め、研究の健全性および持続可能性への影響を考慮した倫理原則によるべきである。研究助成は透明性があり、これらの倫理原則に従うべきである。

58.オープンサイエンス政策と開かれた教育リソースは、知識の公正な普及を促進し、倫理的でインクルーシブかつ公正な研究を推進するコミュニティと実践の多様性を反映するために不可欠である。

技術教育および研修ならびに職業教育および研修(TVET)

59.技術教育および研修ならびに職業教育および研修(TVET)制度は、工芸産業などにおけるあらゆる形態の専門教育を含め、本勧告の背景にあるような急速な変化を特徴とする未来において、個人ならびに

経済、社会の利益に適応するよう、インクルーシブで魅力的かつ柔軟なものであるべきである。

TVET 制度の改善によって、所得と富の公正な分配と同様に、社会的連帯と世代間連帯が促進されなければならない。TVET 制度は労働市場志向であるべきであり、官民間の強力なパートナーシップのもとに構築され、すべての人に生涯にわたって生活のあらゆる場面における学習の機会を提供すべきである。このことは、所得と富の分配や社会集団間や世代間の連帯にも大きな影響を与える、多層的な移行にますます対峙する社会を支えるため重要となる。

60.TVET は、個人そして組織、企業、コミュニティのエンパワメントがなされ、レジリエンスのある、インクルーシブで平等な、持続可能な経済と平和な社会の実現に向けて、すべての個人が学び、働き、生活するスキルを身につけることによって、持続可能な開発を促進するために重要な役割を担っている。TVET の役割は、環境・エネルギー転換や循環型経済、デジタルトランスフォーメーションをすすめる、金融や法律、政治において個人がエンパワーする力を得る上で特に重要である。TVET プログラムは、本勧告の目的を達成するために、学習者の知識、スキル、態度だけでなく、将来にわたる社会的、経済的、エコロジカルな変容に対して積極的に参画するエージェンシーを育むものとなるべきである。

61.学習者と労働者の流動性に関連して、国内、地域圏、国際レベルでの TVET 資格の相互認証を促進すべきである。

成人の学習と教育

62.成人の学習と教育 (ALE) は、生涯にわたる生活のあらゆる場面における学習の重要な要素である。成人の学習と教育は学習社会の構築につながり、その政策と実践は幅広い年齢層や発達段階、教育水準、学習の場や様式に適用される。

個人や家族、コミュニティ、組織、職場、近隣、都市、地域圏が関与する成人の学習と教育は、地球市民として平和に共存し、人権と基本的自由の尊重を享受し、健康とウェルビーイング、文化、精神性、経済的・市民参画、環境への責任、持続可能性、その他個々人の発達と尊厳をもたらす、人間らしい生活を送るための知識、態度、普遍的価値、スキル、行動力を身につけることで、本勧告の目的の実現に寄与すべきである。

ノンフォーマル教育とインフォーマル学習

63.加盟国は、フォーマル教育に加えて、あるいはそれに代替し補完するものとして習得されるノンフォーマル学習(NFE)、そして、日常生活、家庭、職場、コミュニティ、個人の関心や活動を通じて行われるインフォーマル学習を促進し、認識すべきである。

ノンフォーマル教育とインフォーマル学習は、フォーマルな教育環境にない子ども、青少年、成人を含め、地域および国家、地域圏、グローバルのレベルで変化の担い手となるようエンパワーする上で重要な役割を果たす。加盟国は、成人、青少年、子ども(学校に行かない子どもも含む)による、当事者とともに、また当事者のために組織される多様なノンフォーマルおよびインフォーマルな学習活動の価値を認め、財政措置を講じるべきである。これには、危機に直面したときのレジリエンスを増大さ

せる、シティズンシップ教育・市民社会組織・青少年団体への支援、また、本勧告の目的の実現につながるコミュニティ内の特定の教育・研修プログラムを通じて文化を表現し伝えるノンフォーマルな取り組みへの支援も含まれる。

VI. フォローアップとレビュー

64. フォローアップとレビューの目的は、加盟国が本勧告の実施をどのように確実に推進しているかを把握し、文書として、実施と成果を評価し、適切にフィードバックする仕組みをつくり、実施状況を改善し、適切な法律、政策、実施方法の策定をはかり、課題を見定めて対処し、効果的な実施事例を共有し、相互学習と協力を強めることである。

65. レビューと評価のプロセスは、あらゆる段階において、透明性があり、参加型で、インクルーシブで、意義があり、かつ教育実践を改善するためにすべての関係者の効果的な参画を保障すべきである。また、地域、国家、地域圏、国際レベルでの協力も奨励するべきである。

66. 加盟国は、本勧告に示された目的を達成するために、また、それぞれの固有の状況のもと、統治機構や法律にしたがって、本勧告に関連する政策および法律、計画、取り組みを信頼できる形で透明性をもって継続的に見直すべきである。そのために、加盟国は以下のことを行うべきである。

(a) 本勧告の実施、フォローアップ、レビュー、評価に責任を負う機関を決定すること。

(b) マルチステークホルダー・メカニズムを利用または設立することにより、社会全体での取り組みをすすめること。

(c) 関連する法律、規範、基準を遵守し、データ保護の原則を尊重し、既存のデータ収集・報告の仕組みを利用し、効果的かつ革新的な実践を共有することをはじめ、迅速に、信頼性が高く、参加型で、状況に応じた有効な方法で、分類され秘匿化されたデータの収集、分析、保存、普及、利用を促進すること。

(d) レビューがなされた結果にもとづきフォローアップをするための適切な措置を講じること。

67. 加盟国を支援するために、ユネスコは以下のことを行うべきである。

(a) 本勧告に関する法律や政策について、研究と証拠にもとづいた分析と報告をすすめることに貢献すること。

(b) 本勧告の規定に関する進展やイノベーション、研究報告、学術出版物、ならびにデータや統計を、既存の手立てにもとづいて、関連する地域圏機関およびグローバルな機関と協力して収集し、普及させること。

(c)国のデータシステムの能力を高めるための、適切で信頼でき、有効で、比較可能な、費用対効果の高い手段やツールの開発を支援すること。

(d)しかるべき関係者および必要となる組織に対し、研修および力量形成をはかる支援を含む、的を絞った技術支援を提供し、フォローアップおよびレビューのプロセスを有意義かつ効果的にすすめ、関係者および実践者の国内ネットワークを構築すること。

68.加盟国およびユネスコは、本勧告の実施に関する教材、リソース、データの保管をはじめ、すべての関係者がアクセスし、関与できる情報集約拠点を、地域、国家、地域圏、もしくはグローバルなレベルで創設することを検討することができる。それらは、アイデアや創造的な事例、見本となる実践の交流を促進するために、関連する情報センターの既存の経験を活用することができる。

69.その他のパートナーならびに実践者、関係者は、それぞれの状況や役割、責任、力量を考慮し、以下の取り組みを検討すべきである。

(a)マルチステークホルダーからなる実践コミュニティの活動の一環としてフォローアップおよびレビューのプロセスに参画し、国別報告書の作成に関わり、可能であれば、さまざまな視点を提示するその他の関連報告書や誰もがアクセス入手可能な資料を作成すること。

(b)フォローアップおよびレビューのプロセスに実りあるよう参画し、本勧告に盛り込まれた目的と主導原則を推進する力を高めるための研修の機会を追究すること。

(c)異なるタイプの関係者間でパートナーシップを構築し、互いの専門知識と経験を補完し、本勧告のフォローアップおよびレビューに関する多角的な視点からの意見が反映されるようにすること。

VII. 普及・推進

70.加盟国およびその他すべての関係者は、本勧告に関連する価値と原則、基準を尊重し、推進し、保障し、本勧告を実施するためにあらゆる実行可能な措置を講じるべきである。

71.加盟国は、特に持続可能な開発のための教育とグローバル・シティズンシップ教育との相互関連性について、ユネスコチェア、UNITWIN ネットワーク、ユネスコスクール (ASPnet) ^{注 25} などのユネスコの関連プログラムやネットワークの支援を受けながら、政府間の取り組みを通じて互いに協力し、また国内外を問わずあらゆる関係者と協力することで、本勧告に関する自国の活動を拡大し、完遂するよう努めるべきである。

72.ユネスコは、適正な技術を含む利用可能なあらゆる手段を通じて、本勧告を広く周知・普及させ、加盟国およびユネスコ国内委員会、関連する国際的および地域圏のパートナーや人権機関と共有し、教育におけるあらゆる段階、あらゆる主体に普及させるべきである。

【注】

1) 教育への権利 right to education

「教育への権利」の範囲は包括的であり、教育のあらゆる側面をカバーしている。ユネスコによれば、「教育への権利」の規範的内容を理解する枠組みとして「4A 枠組み」(the 4 As framework)が一般的であり、権利の実現状況は「4A 枠組み」を使って評価することができる。教育が意味のある権利であるためには、利用可能であり(Available)、アクセス可能であり(Accessible)、受容可能であり(Acceptable)、適用可能(Adaptable)でなければならない。

さらに「教育への権利」には、親・保護者の教育の自由(学校設置・学校選択の自由など)が含まれ、「教育への権利」を享受するには教職員や学生の学問の自由が不可欠であるとされる。したがって、“right to education”を「教育を受ける権利」と訳出するのは狭すぎるであろう。ちなみに、「世界人権宣言」の教育条項(第 26 条)、“Everyone has the right to education”、国際人権規約の教育条項(A 規約第 13 条)は、“The States Parties to the present Convent recognize the right of everyone to education”と、“right to education”と表現している。

戦後初期、「受ける権利」と訳出した背景には、戦前の臣民の「義務として教育」から、国民の「権利としての教育」への大きな転換があった(日本国籍を持たないものは除外された)。ちなみに日本国憲法の教育条項(第 26 条)「すべて国民は・・教育を受ける権利を有する」は、“All people shall have the right to receive an equal education”と英訳されている。なお、近年、“right to public education”が議論されている。

参照：Right to education handbook, UNESCO & Right to Education Initiative (2019)

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000366556>

(文責：嶺井明子)

2) インクルーシブ(包摂的) inclusive, inclusion

“inclusive”や“inclusion”は、本勧告全体を貫いているキー概念のひとつであり、本勧告に 30 回以上登場する。これらの語には全てを包み込むという意味があり、ユネスコによると、インクルージョンは、障害や学習困難の有無、民族的・言語的マイノリティであるか等にかかわらず、学習・文化・コミュニティへの参加を増やし、排除を減らし無くすことを通して、全ての子ども・若者・成人の多様なニーズに取り組み、対応するプロセスだと考えられている。定義の(h)にあるように、ユネスコは 2005 年や 2009 年に公表したインクルージョンのためのガイドラインでこの概念を定義し、インクルーシブ教育を推進してきた。

①「インクルージョンのガイドライン」(2005) “Guidelines for inclusion: ensuring access to education for all” <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000140224.locale=en>

②「教育におけるインクルージョン政策指針」(2009) “Policy guidelines on inclusion in education” <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000177849.locale=en>

2006 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」第 24 条の“inclusive education system”「インクルーシブ教育システム」は当初「包容する教育制度」と訳され、文部科学省は、この理念にもとづき、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学べるよう特別支援教育を見直しており、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参

加型の共生社会を目指すべきだとしている。国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の Goal 4 にもインクルーシブが掲げられており、外務省は「包摂的」と訳しているが、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの基本コンセプト「ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)」では「多様性と調和」と訳されるなど日本語訳は定まっていない。本暫定訳においては、「インクルーシブ」「インクルージョン」「包摂する」など文脈によって訳し分けている。(文責：阿部裕子)

3) 公正 equitable, equity

equitable (equity) は、本勧告では、形式的な「機会の平等」だけではなく、背景にある格差への配慮など関係者の主体の事情をも織り込んで勘案された「結果の平等」をより強調する語として、概ね用いられている。

元来、equitable(equity)の語には様々な用法があり、関連する語として just(justice)、equal (equality)、ないし fair(fairness)などが挙げられる。これらに対しては、公正、正義、衡平、平等、公平などの訳語が用いられてきたが、それらは、必ずしも英語⇄日本語で 1 対 1 に対応する関係にはなく、また、分野によって位相の異なりがあり、同一分野内でも、その訳語が必ずしも統一されていない場合も見られるなど、これらの用語の日本語訳については、現状は依然、流動的な様相である。

本暫定訳では、equity (equitable)には「公正(な)」の訳語を全文にわたって統一的に充てることとしたが、これは原語の含意の多様性や本勧告の持つ分野の複合性を妨げたり、他の訳例を排除する意図を有するものではない。また、justice(just)は「正義(にもとづき)」、equality (equal)は「平等(な)」と全文にわたって統一的に訳出している。(文責：野島大輔)

4) 国際人権文書

条約や宣言の名称には、複数の訳例のある場合がある。例えば、「教育における差別を禁止する条約」は”Convention against Discrimination in Education”であるが、「教育における差別待遇の防止に関する条約」、「教育差別禁止条約」、「教育差別撤廃条約」などとも邦訳されている。

教育に深く関係を持つ、国際人権法のカテゴリに属する諸条約への日本の対応については、例えば「国際人権規約」や「子どもの権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」などのように、批准するまで時間がかかったものもあり、「教育における差別を禁止する条約」のように、まだ批准に至っていない事例もある(2025年3月現在110カ国が批准)。

参照：申 恵丰『国際人権入門』岩波新書(2020)

日本弁護士連合会子どもの権利委員会「国連から見た日本の子どもの権利状況」(2020)

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/kodomo_pam04-05.pdf

(文責：風巻浩、阿部裕子、嶺井明子)

5) 1949年のジュネーブ諸条約および1977年の追加議定書

国際人道法には「ハーグ法」と「ジュネーブ法」の2つのカテゴリがあるが、個人の保護の観点から骨子とする「ジュネーブ法」の中核を成す、4つの条約と2つの追加議定書を指す。I 傷病者保護 II 海上傷病者保護 III 捕虜待遇 IV 文民保護の4条約と、第一追加議定書(国際武力紛争)、第二追加議定書(非国際武力紛争)の総称。この後2005年には、第三追加議定書(特殊標章の追加的採用)が採択されている。

(文責：野島大輔)

6) 障害 disability

「障害者の権利に関する条約」は「障害者権利条約」と略称される。国内では「障害」の他「障碍」や「障がい」といった表記が混在している。「害」という字が持つ否定的なニュアンスを懸念する意見もあり、特に福祉・教育の現場では「障がい」とひらがな表記を採用するケースも見られる。

一方で、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行を受け、「障害」を個人の特性ではなく、社会の側にあるバリアとして捉える「障害の社会モデル」の考え方が提案されている。

このような考え方が障害当事者からも主張されており、法令や公的文書でも「障害」が使われるようになってきている。社会の側が「害」をつくっている、という意味で、あえて、本訳では「障害」という表記を用いることにした。(文責：高山陽介)

7) スキル skills

「スキル」という言葉は社会全般で使われ、狭義では「訓練して身につけた技能」であり、1つの目的を達成するための技能である。例えばプログラミングの基本的な操作技能など学んで得られることである。学習指導要領では「知識及び技能」という形で「技能」という用語が知識と並列されており、これをどう使うかとして「思考力、判断力、表現力」が示されている。

さらに単なる「技能」としてではなく、より広い意味を持つ複合的な能力が必要なスキルもある。例えば世界保健機関(WHO)の言うところのライフスキルがある。これは、「日常生活に生じる様々な問題や要求に対して、より建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」と定義され、具体的スキルとして、意思決定、問題解決、創造的思考、批判的思考、効果的コミュニケーション、対人関係、自己認識、共感性、情緒対処、ストレス対処の10種類があげられている。

本勧告では II.目的の6において7項目に以下のようにスキルの表現がある。これらは狭義の仕事や学習の技能から拡張した広義の意味でのスキルであり、「未来を見通すスキル」、「意思決定スキル」、「協働スキル」、「適応し創造するスキル」、「シティズンシップ・スキル」、「平和的紛争解決と変容へのスキル」、「メディア情報リテラシー、コミュニケーション、デジタル・スキル」があげられる。(文責：藤井三和子)

8) 地域および地域圏 local, regional

本勧告では、国家内のエリアを local の言葉を使用し、国家を超えた枠組に regional の言葉を使用している。日本語では国家内に対しても、その外側に対しても「地域」の言葉を使うことがあり、翻訳には難しさがあった。本訳では、local を「地域」とし、regional を「地域圏」と訳し分けた。

(文責：風巻浩)

9) ケアリング、ケア caring, care

「前文」において caring が2か所、「主導原則」(d)において care が使用されている。いずれも、配慮や気遣い、世話といった一般的な日常語ではなく、思想的・学術的に吟味されたタームとして使用されているため、学術用語としては定着しているカタカナ表記で訳出した。

「前文」での caring は、inclusive や democratic、justice といった教育政策や政治思想における他の重要な原理と併記されている。また「主導原則」(d)においては、「ケアと連帯の倫理 an ethic of care and solidarity」と術語されている。「ケアの倫理」は「正義の倫理」と対照される近年の倫理学・フェミニズム・政治学・教育学等における鍵概念である(――たとえば、N. ノディングス(1984=1997)『ケアリング』(立山善康他訳、晃洋書房)、近年ではジョアン・トロント「ケアに満ちた民主主義 (caring

democracy)」に関する解説を含む岡野八代著『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』岩波新書(2024)を参照)。

これは、自律的主体や自己責任といった男性中心で強い個人モデルによる、ケアを蔑ろにした現状の社会を問い直し、人は誰しも他者に依存しつつ産まれ育ち生きて老いる脆弱性を持つがゆえに、ケアのニーズへの応答を中心に据えた社会の未来を構想するものである。ユネスコレポート『私たちの未来を再想像する』(2022)の冒頭に置かれた要約文においても、人権や社会正義にもとづく社会契約だけでなく、ケアと互惠性と連帯の倫理 an ethic of care, reciprocity, and solidarity を視野に入れるべきだと特筆されている。(文責：吉田敦彦)

10) 環境の十全性 environmental integrity

環境の十全性とは、自然環境の構成要素や機能が健全に維持され、人間の活動や環境の変化によって損なわれていない状態である。具体的には、生物多様性や生態系の保護、環境汚染の防止、資源の持続可能な利用、気候変動の緩和などである。1994年に締結された国連気候変動枠組条約において、スイス、メキシコ、韓国等からなる交渉グループは環境十全性グループ(Environmental Integrity Group : EIG)として、2000年から活動している。生態系の十全性とする場合には、生態系の構成、構造、機能が自然の変動範囲内にある度合いを示す言葉もある。

なお、本勧告で integrity を使った表現には、54 academic integrity、57 research integrity があり、前者を「学問に取り組む倫理」、後者を「研究の健全性」と訳している。勧告の3か所において、integrity は「本来あるべき状態・倫理的あるいは構造的に欠損のない状態」という点において共通している。(文責：福原英信)

11) 変容的教育 transformative education

「変容的教育」は本勧告の基軸を示す概念の一つと考えられる。本勧告の方向性を示す II.目的の6にある「学習目標」や IV.の「主導原則」では教育が変容的になるべきだとし、そのための具体的な「目標」と「原則」が26項目にわたって述べられている。また、V.2. 教育の段階および類型ごとの特定の要件では、すべての教育段階・教育タイプにおいて教育が持つ変容的な可能性を引き出すために、19項目にわたって、それぞれの教育に主導原則を組み込むことが求められている。

transform は一般的には「変容」だけではなく「変革」とも訳される。「変革する」は他動詞であり、なにものかを変えていくことを表すとき、この訳語がふさわしい。SDGs が記載された文章の題名である「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で使われた「変革する」の原語は transforming であるが、世界が変化の対象であることを表すには「変革する」の訳があてはまる。

これに対し「変容する」は自動詞であり、なにものかが新たな状況となっていくことである。本勧告がとりわけそうであるべきだとする変容的教育は、以下で述べるような、意識と行動と社会が新たになることをめざす教育であるため、本翻訳では「変革的教育」ではなく「変容的教育」の言葉を使うことにする。

ジョン・P・ミラーは『ホリスティック教育—いのちのつながりを求めて』で「変容」(transformation)をホリスティックな立場として重要視した。ミラーにとって教育は、一人ひとりの人間と社会との同時変容に関心をそそぐものであった。また、ジャック・メジローは『おとなの学びと変容：変容的学習とは何か』で、省察を通じて特定の信念、態度や情緒的な反応が変容していく「変容的学習」(transformative learning)を提唱した。

国連 ESD の 10 年の後半期に、ユネスコは「自分自身と社会とを変容させるための学び」(learning to transform oneself and society) という概念を提示し、持続可能な社会を形成するための「自己変容」と「社会変容」の重要性を示した。2021 年のユネスコの会議「持続可能な開発、地球市民性、健康と福祉のための変容的教育に関する第 5 回ユネスコ・フォーラム」で、ユネスコの教育イニシアティブ全体を「変容的教育」という上位概念で統合的に捉える視点が確立されたと、玉川大学の小林亮会員は述べる（「国際委員会活動報告」日本国際理解教育学会編『国際理解教育』Vol.28、2022）。自己の意識変容（パウロ・フレイレの「意識化」が思い出される）と変容的行動、この二つと社会変容とをつなげて考える「変容的教育」の重要性が、この勧告で示されている。（文責：風巻浩）

12) 国際人権章典

世界人権宣言、二つの国際人権規約、市民的、政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書とともに、国際人権章典 (International Bill of Human Rights) を構成する。

(国連広報センター HP より)

13) マルチステークホルダー multi-stakeholder

内閣府などではマルチステークホルダーを、「課題解決の鍵を握る政府、企業、消費者、投資家、労働者、NPO など、社会の様々な立場にある組織や個人で、多種多様な『利害関係者』」と説明している。しかし、本勧告におけるマルチステークホルダーは、広く社会でなされている営利活動ではなく、次代を担う子どもたちを含めた当事者主体の教育という公共性の高い活動の様々な担い手を意味するため、本訳では「マルチステークホルダー」とした。（文責：小島江津子）

14) 人種 race

本勧告で用いられる「人種」(race) は、生物学的に固定された人類分類（実体としての「人種」）ではない。UNESCO は「人種概念」について、「生物学的事実としての race」と「“race”という神話」を区別すべきであり、社会的実用上 race は生物学的現象ではなく「社会的神話 (social myth)」として理解すべきだと述べている (UNESCO, The Race Concept: results of an inquiry, 1952 [p.101, para14])。この点は、しばしば「Race is not real, but racism is (人種は実体ではないが、人種差別は現実である)」と要約される。このように「人種」が社会的構造物であるという理解は、日本の人種研究においても広く共有されている。

それでも国際文書で race が残るのは、差別が現実的に「人種」とみなされる社会的区分に基づいて生きてきたためであり、禁止対象として明示しなければ救済や防止が困難だからである。実際、本勧告の前文にもある「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (ICERD)」は、人種差別を人種、肌の色、国民的・民族的出身等を根拠とする区別等であって、人権及び基本的自由の平等な享受を害する目的または効果を有するものとして定義している (第 1 条)。したがって本訳の「人種」は、差別禁止の文脈における社会的カテゴリーを指すものとして理解する。（文責：阿部裕子）

15) 共感的理解 empathy

エンパシー(empathy)は、他者の気持ちや経験を「理解」する能力だとされる。誰かを可哀想だと思い、ケアしたいと思う気持ちであるシンパシー(sympathy)とは区別される。その意味で本訳では、共感的理解と訳した。（文責：風巻浩、福原英信）

16) 適応 adaptive

本勧告における“adaptive”は、既存の環境や社会秩序に無批判に順応する「適応主義」を指すものではない。P.フレイレは、教育が人間を環境に適合させる道具となると、人は支配の構造に「適応」して、世界を批判的に認識し変革する主体性を失いかねないと警鐘を鳴らした（Paulo Freire, *Pedagogy of the Oppressed*. 思想的背景の解説として、里見実『パウロ・フレイレ「被抑圧者の教育学」を読む』2010年を参照）。

また G.ビースタは、社会の要請に対して教育が自らを合わせてしまう応答を“responsive response”（応答的反応）と呼び、それに対して、そうした要請に批判的に向き合い、他者や世界に対して責任を引き受けつつ応答することを“responsible response”（責任ある応答）と呼んで区別する（Gert Biesta, *Responsive or responsible? Democratic education for the global networked society*, 2013）。この点から本勧告の“adaptive”は後者に近い含意、つまり主体的な変容、自己の更新と創造的実践を伴うプロセスを包含するものと解釈できる。

ただし、日本の教育現場では「応答」が受動的な機械的反応と混同されうる懸念があるため、本訳では「適応」と訳出している。ここでいう「適応」とは、既存の知識を硬直的に当てはめるのではなく、変化する状況下で原理を理解し、方略を柔軟に更新しながら新たな解決を創出していく能動的な姿勢（“adaptive expertise”（適応的習熟）：Hatano & Inagaki, *Two courses of expertise*, 1984）を指す。なお、EdTech における“adaptive learning”（適応型学習）が指す「学習データ等に基づく個別最適化」という技術的定義に限定されず、学習者が自らの学びを調整し、環境へ働きかける創造的な力を含んでいる。（文責：阿部裕子）

17) 公共かつ共通の善 a public and common good

個人の努力ではなく、公の制度や政策によって実現されうる価値を公共的価値と呼び、公共財（public goods）ないし共通善（common goods）は、そのうちの一つである。個人が利用・消費することで減ってしまう私的財（private goods）とは対立する概念で、公共財・共通善とは、特定の利用者を排除することは望ましくなく、あるいは不可能で、誰もが便益を受けられるものである。最も重要な公共的価値は憲法などの法律によって保障される基本的な自由や権利であるが、公共的な制度や政策によって実現する外交や治安維持または消防などと同様に、経済的背景や出自とは無関係に誰もが受益者となるよう教育も共通善として位置づけられる。

また、女性初のノーベル経済学賞を受賞した政治学者オストロムは、人々が共有する資源であるコモンズ（共通善）の管理方法には、政府による管理か私有化による管理の二択以外に、私たち自身による自治管理の可能性を示した。このことから、教育を基本的人権として見なす本勧告においては国家が保障する公共財として、誰もが関わる共通善としての教育の重要性が示される。こうした教育には制度化されたもの以外にも、ノンフォーマル・インフォーマルなものも含まれ、それらの管理は国家のみではなく、私たち皆が関与して責任を負い、価値を享受することになる。

ただし、収入などの絶対的価値に影響を及ぼす、例えばどの大学を卒業したかといった従来から続く位置財（positional goods）や、世界規模のビジネスを展開する民間企業の教育サービスやそれを支える国際機関のイニシアチブなどによる私的財の役割は引き続き現実的には重要であることを忘れてはならない。（文責：丸山英樹）

18) 発展の権利 the right to development

Development は多義的な概念であり、本暫定訳では、国連広報センターでの用例に従い「発展の権利」と訳しているが、「開発の権利」との訳例もある。「発展の権利」は、国際社会での“第三世代の人権”のひとつとして広く認められていくべきことが提唱されている、“新しい人権”である。

ユネスコの平和部会長のワサクは、1975年に〈第三世代の人権〉という考えを明らかにし、「発展の権利」をこの中に含めることを示唆していた。「発展の権利に関する宣言」(1986年)は、「発展の権利」を、「あらゆる人権および基本的自由が完全に実現されうるような経済的、社会的、文化的および政治的發展に参加し、貢献し、ならびにこれを享受する権利」(第1条)とし、第2回国連世界人権会議で採択された「ウィーン宣言および行動計画」(1993年：第10、72、80項)や、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2015年：第10、第35項)は、いずれも法的拘束力を持つ文書ではないが、「発展の権利に関する宣言」の示した方向性を追認している。また、国際連合の人権理事会は、第54会期(2023年)で、「発展の権利」の政府間作業部会が提出した国際規約案を、総会に提出することなどの決議を、賛成多数で採択している。

なお、アフリカ圏の54ヶ国が当事国となっている、法的拘束力を持つ「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」(「バンジュール憲章」、1986年効力発生)では、その第22条に「①すべての国の人民は、自己の自由と独自性に十分に考慮を払い、人類の共同の遺産を平等に享受して、経済的、社会的及び文化的に発展する権利を有する。②国は、個別にまた共同して発展の権利の行使を確保する義務を負う」と規定されており、ここでは既に「発展の権利」が、国際法上の確固たる人権のひとつとされている。

このように、「発展の権利」の法典化の実現は、現状ではまだ一部の地域に留まり、国際社会の全体で普遍的に合意される段階にまでには達していないが、「平和への権利」などと同様に、いま国際社会で強力に推進されている人権のひとつである。ただし、その推進に対しては、慎重な立場を採る政府の見解や学説もあり、この権利の具体的な内容や、従来の様々な基本的人権との関係性などについて、より明確化していく必要性が指摘されている。(文責：野島大輔)

19) コンヴィヴィアル convivial

convivial の名詞である conviviality は、ラテン語の con(共に)と vivere(生きる)を語源とする言葉である。

コンヴィヴィアリティは、一般には、陽気さ、宴会などと訳される。学術用語としては、イヴァン・イリイチが重要な基本タームとした。イリイチの著作では、コンヴィヴィアリティというカタカナ書きに加え、東洋、小澤周三訳『脱学校の社会』東京創元社(1977)においては「相互親和」、渡辺京二、渡辺梨佐訳『コンヴィヴィアリティのための道具』ちくま学芸文庫(2015)においては「自立共生」、玉野井芳郎、栗原彰訳『シャドウ・ワーク—生活のあり方を問う』岩波現代選書(1982)においては「生き生きした共生」など、多くの訳語が使用されている。

カメルーン出身のフランス・B・ニャムンジョ(ケープタウン大学)は、楠和樹、松田素二訳「フロンティアとしてのアフリカ、異種結節装置としてのコンヴィヴィアリティ—不完全性の社会理論に向けて」松田素二、平野(野元)美佐編『紛争をおさめる文化—不完全性とブリコラージュの実践』京都大学出版会(2016)で、コンヴィヴィアリティによって我々は「人間の不完全性を肯定的に評価できるようになり」、「不完全な他者との関係により自らを高めることができる」のだとする。

イリイチが批判する、他者を「操作(manipulate)」するような産業社会的な関係性(イリイチによれば、それは学校も例外ではない)ではなく、栗原彰が「人と思想」『イリイチ日本で語る人類の希望<新版>』

新評論(1981)で示すように「互いに生き生きとする交信」としてのコンヴィヴィアルな関係性を創り上げることが教育において重要との視点が本勧告で提案されていると考える。そのような互いに生き生き(生き生き)させあうような関係性を表現する訳語としては「互活共生」といった訳語も考えられる。

(文責：風巻浩)

20) コンパッション compassion

コンパッション(compassion)は、語源からみると、com(他者とともに)passion(苦しむ)ことである。

高橋哲哉はジャン・F・フォルジュ著、高橋武智訳、高橋哲哉解説『21 世紀の子どもたちにアウシュヴィッツをいかに教えるか』作品社(2000)の解説で、「歴史の犠牲者たちの苦悩を想像し、共感し、その苦しみを感じとることのできる力」がコンパッションであるとし、それをこの本では「共感共苦」と訳したとする。

コンパッションの言葉は、新約聖書においてギリシア語のスplanchnizomai(splanchnizomai)の訳語として使われることがある。この言葉は、語源的には「内臓」を示す言葉に由来し、他者の痛みを自分のはらわたの痛みとして感じるという意味である。新約聖書翻訳委員会訳『新約聖書 改訂新版』岩波書店(2023)ではこの言葉をギリシア語にさかのぼり「腸(はらわたとルビ)がちぎれる想いに駆られる」と訳している。聖書学者の荒井献は『キリスト教の再定義のために』新教出版社(2018)で、「「コンパッション」は、まさに「(怒りをもって)共に感じる、あるいは、共に苦しむこと」の意となる」とする。これらのことからコンパッションを「共感共苦」と訳することができる。

沖縄語でも、何かを悲しむことを「肝(ちむ)苦りさ」と表現するがコンパッション(共感共苦)と同じニュアンスがここにある。(文責：風巻浩)

21) 組織全体 whole-institution、社会全体 whole-of-society

ユネスコ教育勧告では、重要な主導原則の叙述の後に記載されている「V-1 システム全体の要件」の「法令、政策、方略」の冒頭に、各加盟国で諸々の主導原則を主流化するために組織全体での、もしくは社会全体での取り組みが重要であると記されている。

「組織全体」及び「社会全体」いずれも、平和で持続可能な共同体や社会を実現するために、学校などの組織全体で取り組む手法を指す。学校の場合は「ホール・スクール・アプローチ」であるが、地域の場合は「ホール・コミュニティ・アプローチ」、社会全体での取り組みは本項目のタイトル(後者)となるが、総称として WIA (Whole Institution Approach) をユネスコ等は用いている。これらの概念は、特に「国連 ESD の 10 年」以後、ユネスコを中心に主張され、気候変動教育の実践を通して徐々に知られるようになった。

これらの概念が主張されるに至った背景には、校内で一部の教員や一部の教科のみに SDGs 等の学習が実践され、その理念がなかなか学校生活や暮らし全般に浸透しないという問題があった。確かに「組織をあげての取り組み」ではあるものの、上意下達ではなく、学習者自身の意思決定プロセスが重んじられる。学校の場合、教職員のみならず管理職や保護者、地域住民などが協働して取り組み、総合学習だけでなく全ての教科・課外活動・行事なども持続可能性を軸に構想される。最近の論稿では「全校アプローチ」や「学校まるごと SDGs」などの呼称も使われることもある。(文責：永田佳之)

22) 地域および地球に生きる市民 local and global citizens

本勧告には local and global citizens が 2 回、V. 行動分野 10 (c)と 26 において使われている。これは

従来の国民国家に所属する市民(national citizens)という位置づけだけでなく、同時に地域社会の一員(local citizens)であり、情報・文化・経済などを通じて世界全体とつながり、地球規模の視野を持って行動する存在(global citizens)でもあるという、多層的なアイデンティティを示す教育・理念上の概念である。国際法上「地球市民(global citizens)」といった法的地位や制度が正式に存在しているわけではないため、ここでは「地域および地球に生きる市民」と訳出した。一方で62の to live together in peace as global citizens は目指すべき理念として「地球市民として平和に共存する」と訳出している。

local と global をつなげたスローガン「グローバルに考え、ローカルに行動する(think globally, act locally)」は1970年前後に環境保護運動の文脈で注目されるようになり、ベオグラード憲章(1975)、トビリシ宣言(1977)、アジェンダ21(地球サミット)(1992)などの国際的文書を通して教育分野にも浸透していった。*World Studies 8-13* (David Hicks, 1985), *Global Teacher, Global Learner* (Graham Pike & David Selby, 1988/1998)などの画期的な実践や教育方法論が注目され、オックスファム(Oxfam)、世界自然保護基金英国(WWF-UK)、UNESCO、国連環境計画(UNEP)などの環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)、グローバル・シティズンシップ教育(GCED)を通して「地球規模の課題を認識しつつ、地域社会で行動する」ことの重要性が広く強調されるようになっていく。(文責：阿部裕子)

23) 乳幼児期の保育(ケアと教育) Early Childhood Care and Education (ECCE)

日本語の「保育」概念は、「ケアと教育」とが峻別されずに一体的に理解されてきた保育思想史的背景をもつため、この小見出しでは「乳幼児期の保育(ケアと教育)」とした。本文中では、ユネスコが「ケアと教育」の(縦割り行政などによる壁を越えた)統合的理解が特に乳幼児期には重要だと強調している文脈を踏まえ、それが可視化できるように「乳幼児期のケアと教育」と訳出した。

(文責：吉田敦彦)

24) 包括的セクシュアリティ教育 comprehensive sexuality education

従来の「性教育」が持つ限定的なイメージを改めるべく、2018年にユネスコやWHOなどの国連機関が協同で作成した『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』で提示されて以来、国際社会で広く使われるようになった言葉。

人間の性(セクシュアリティ)は人の生き方や人と人の関係、そして人と社会・文化の関係に深く関わるテーマであり、単に生殖の解剖学的・生理学的側面や避妊の仕方、性感染症の危険や予防の仕方を教えるだけでは不十分で、認知面、情動面、身体面、態度・価値観の面から幅広いテーマを奥深く教えることの重要性が強調される。

『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』は、「人間関係」、「価値観・権利・文化とセクシュアリティ」、「ジェンダーを理解する」、「暴力と安全」、「健康とウェルビーイングのためのスキル」、「人間のからだの発達」、「セクシュアリティと性行動」、「性と生殖の健康」の8つのテーマ(キーコンセプト)を提案する。

参照：

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】」(UNESCO 2020)p.28-30

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374167>

(文責：小貫大輔、平澤香織)

25) ユネスコチェア、UNITWIN ネットワーク、ユネスコスクール(ASPnet)

the UNESCO Chairs, UNITWIN Networks, UNESCO Associated Schools Network (ASPnet)

ユネスコスクールは正式には「ユネスコ・アソシエイティッド・スクールズ・ネットワーク (ASPnet)」である。2008 年以降、日本では「ユネスコスクール」と呼ばれている。それまでは「ユネスコ協同学校」と呼ばれてきた。ユネスコチェア、UNITWIN ネットワーク、ユネスコスクールについては、日本ユネスコ国内委員会のホームページに下記の説明がある。(文責：浅井孝司)

参照：

【ユネスコチェア、UNITWIN】 <https://www.mext.go.jp/unesco/004/1385285.htm>

ユニツイン (UNITWIN:University Twinning) /ユネスコチェア (UNESCO Chairs) とは、知の交流と共有を通じて、高等教育機関および研究機関の能力向上を目的とするプログラムです。高等教育機関の国際的な連携・協働を促進することにより、人的・物的資源のシンクタンクとして、また教育・研究機関、地域コミュニティ、政策立案者間の橋渡しの存在としての役割を担うことを目指します(一部抜粋)。

【ユネスコスクール】 <https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339976.htm>

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置付けています。現在、世界 180 か国以上の国・地域で 12,000 校以上のユネスコスクールがあります。日本国内の加盟校数は、令和 6 年 3 月時点で 1,090 校となり、1 か国当たりの加盟校数としては、世界最大となっています(一部抜粋)。

「暫定訳」(第1版)および「暫定訳」(第2版)の作成には、下記をはじめとする皆さまにご協力いただきました(所属は2025年3月現在)。

嶺井明子(元筑波大学)
阿部裕子(東京福祉大学)
風巻浩(元東京都立大学)
浅井孝司(公益社団法人日本ユネスコ協会連盟)
浅川和也(平和教育地球キャンペーン)
生田清人(元開成中学校・高等学校)
石森広美(北海道教育大学)
岩見理華(兵庫教育大学)
宇土泰寛(椋山女学園大学)
小貫大輔(東海大学)
菊地かおり(筑波大学)
木間明子(東京都ユネスコ連絡協議会)
小島江津子(千葉県立松戸国際高等学校)
下島泰子(お茶の水女子大学)
タスタンベコワ・クアニシ(筑波大学)
坪井ひろ子(EU/UNESCO 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約エキスパートファシリ
テイ)
永田佳之(聖心女子大学)
野島大輔(立命館大学)
平澤香織(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校)
福山文子(専修大学)
藤井三和子(兵庫県立神戸商業高等学校)
藤原孝章(元同志社女子大学)
丸山英樹(上智大学)
矢野淳一(伊豆の国市立大仁北小学校)
山口智恵(兵庫県立吉川高等学校)
吉田敦彦(大阪公立大学)
山下邦明(元 UNESCO 本部事務局)
米田伸次(公益社団法人日本ユネスコ協会連盟)

学会員以外からも、島埜内恵(白鷗大学)、杉村美紀(上智大学)、藤田晃之(筑波大学)の各氏をはじめとする皆さまに、ご専門の立場から貴重なアドバイスをいただきました。高山陽介(文京ダイバーシティ・ユネスコ協会)、福原英信(教育ライター)の両氏には注記にもご協力いただきました。

なお、暫定訳(第3版)は、2025年度に発足した日本国際理解教育学会ユネスコ教育勧告特別委員会により2026年3月2日に作成されました。従来の暫定訳は暫定訳(第1版)、暫定訳修正版は暫定訳(第2版)とします。

「暫定訳」(第3版)の翻訳改訂に関わったメンバーは以下になります(所属は2026年3月現在)。

阿部裕子(東京福祉大学)
風巻浩(委員長・元東京都立大学)
木間明子(東京都ユネスコ連絡協議会)
高見啓子(京都ユネスコ協会常任理事)
永田佳之(聖心女子大学)
南雲勇多(奈良教育大学)
平澤香織(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高校)
藤井三和子(兵庫県立神戸商業高等学校)
丸山英樹(副委員長・上智大学)
矢野淳一(伊豆の国市立大仁北小学校)
吉田敦彦(元大阪公立大学)